

地域生活支援事業費等補助金について

【担当省庁】厚生労働省

市町村における取組

(現状・課題)

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業は、県や市町村が地域の特性や障害児者の抱える課題に応じて柔軟に実施できる事業である。

安堵町では、移動支援事業などの必須事業、日中一時支援事業などの任意事業合わせて10の事業を展開、三宅町では特に移動支援事業、日常生活用具給付等事業のニーズが高く、障害者の社会参加及び自立した地域生活の実現には、なくてはならない事業となっている。

本事業の財源である地域生活支援事業等補助金は、「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱」に基づき、国庫補助率1／2とされているが、予算の範囲内で交付されるものであり、補助率1／2で算出した額と実際の補助金交付額を比較すると、令和元年度～令和5年度の期間で約53％～約79％に留まっている。

地域生活支援事業費等補助金の希望交付額（事業費×1/2）と実交付額の相違

額単位：千円

年度	安堵町			三宅町		
	希望交付額 (A)	実交付額 (B)	比率 (B/A)	希望交付額 (A)	実交付額 (B)	比率 (B/A)
R1	4,898	3,477	71%	4,523	2,948	65%
R2	5,724	3,038	53%	4,624	2,805	61%
R3	6,244	3,774	60%	4,841	2,998	62%
R4	6,306	3,915	62%	4,864	3,036	62%
R5	4,885	3,842	79%	5,585	2,969	53%

また、県費補助金（補助率1／4）についても国庫補助金に準じていることから、実質的には町負担割合が大きくなっており、財源確保の観点から、当事者の望む十分なサービス提供体制の確保が困難になることが懸念される。

地域生活支援事業はコロナ禍では移動支援事業利用の減少等で実績額が減少したが、その後、ニーズは増加傾向にあり、それに伴い市町村の負担額が増加している。

国にお願いすること

国の障害者基本計画においても、障害者がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の整備等の考え方が示されており、障害児者の重度化・高齢化や親亡き後の支援体制の充実を図ることが求められている。

地域の実情に応じたサービスを展開していく上でも、地域生活支援事業の活用は必須であり、財源確保の観点からも、現状国予算の範囲内の交付額となっている地域生活支援事業費等補助金について、交付要綱に定める補助率1／2の総額を確保し、市町村負担割合が抑制されるよう要望する。